

公認会計士法第13条の2に規定する受験禁止期間に関する処分基準(案)

受験禁止期間	態 様
1 年	他の受験者の答案をのぞき見るなどの不正行為
2 年	参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為
3 年	替え玉受験などの極めて悪質な不正行為

- (注) 1. 不正行為とは、不正の手段によって公認会計士試験を受け、又は受けようとする行為をいう。
2. 不正行為の内容及び情状により受験禁止期間を加重又は減免することができる。
3. 過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受験禁止期間を加重することができる。

【参考】

公認会計士法（昭和二十三年七月六日法律第百三号）（抄）

（合格の取消等）

第十三条の二 公認会計士・監査審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認会計士・監査審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認会計士試験を受けることができないものとすることができる。